サービス付き高齢者向け住宅及び終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅に係る 加齢対応構造等のチェックリスト 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条本文に規定する基準】

1. 申請事業の内容

サービス付き高齢者向け住宅の登録	終身賃貸事業の届出
新築 □ ♥既存·改修	

○ 既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料以は構造方法により、法第57条第1項第2号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等については、別の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録き体によって行われますので、ご留意ください。
○ 終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅が既存住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。)である

場合の加齢対応構造等については、別紙1②	の基準が	適用されます。	- N SRESPORT E	ALEO/CH BY IS TO A LEVY	//////////////////////////////////////	120 707 0000
2. バリアフリー基準への対応状況	[□のある欄は、該 ■に置き換えて		□を■に置き換 自由欄はなるべく具体的	添付資料の 対応箇所等	
住宅の加齢対応構造等に関する基準	対応の状況			計画数値・対処の料	犬況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号から	第8号	までに規定する	基準】			
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	□適食	슼	□ 非適合	B(高齢者の居住の安定 施行規則第38条第9号I 1(1)、2(1)、2(3)記載参照	こ規定する基準)の	
ニ 廊下の幅						
主たる廊下の幅は、78cm以上 (柱の存する部分にあっては、75cm以上)	□適食	à	□ 非適合	- Bの1(2)記載参照		
三 出入口の幅						
主たる居室の出入口の幅は75cm以上		슼	□ 非適合	ーーー 合 Bの1(2)記載参照		
浴室の出入口の幅は60cm以上	□適食	à	□ 非適合			
四 浴室						
浴室の短辺は130cm以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の 浴室にあっては、120cm以上)	口一角		一戸建て以外	※複数ある場合	は最も厳しい状況を記入	
	口非	商合 →		浴室の短辺	cm は最も厳しい状況を記入	
面積は2㎡以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の 浴室にあっては、1.8㎡以上)	□□□適行□□□		一戸建て以外	浴室の面積	m ²	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するもの であること。						
T≧19.5(T:踏面の寸法[cm])	□ 適行	à	□ 非適合	- C (() = 7 th 4 m		
R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法[cm])	□適食	à	□ 非適合	-Bの1(3)記載参照		
55≦T+2R≦65	□適食	\$	□ 非適合			
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合する ものであること。						
T≧24(T:踏面の寸法[cm])	□適合		□ 非適合	Bの2(2)記載参照		
55≦T+2R≦65 (R:けあげの寸法[cm])	□適食	\$	□ 非適合			
七 以下には手すりを設けること						
便所	□適合		□ 非適合	ー ■Bの1(4)記載参照		
浴室	□適食					
住戸内の階段	□適食		□ 非適合			
八 階数が3以上である共同住宅の用途に供する建築物に は、原則として当該建築物の出入口のある階に停止する エレベーターを設置すること。	□適食	슼	□ 非適合	Bの2(3)記載参照		

住宅の加	鈴文	付応構造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
B【高齢者	の	居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規	見定する基準】		
1 住宅の	専月	用部分に係る基準			
	関いうあ並床む	日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」とう。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階の6最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。)を除く。)にるパルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室びにれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内のが、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含。以下同じ。)であること。だし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。	□ 基準範囲内で適合 → □ 基準範囲を超え非適合 →	 ①~⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない □ ①~⑥該当なし □ ①~⑥該当あるが下記のとおり適合 □ ①~⑥該当あり下記のとおり非適合 	
		① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	□ 該当部位なし □ 段差あるが左欄許容範囲内 → □ 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
		② 玄関の上がりかまちの段差	□ 該当部位なし □ 該当部位あり		
		③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下 「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	□ 該当部位なし □ 該当部位あり		
		④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
		a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。	□ 該当部位なし	段差部位の面積 m2	
		b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満であること。	□ 該当あり 左欄a~e許容範囲内 →	(居室全体の面積 m2)	
		c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の 1/2未満であること。	□ 該当あり 左欄a~e範囲を超える →	段差部位長辺の長さ	
		d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。		段差部位がその他より □ 高い □ 低い	
(1) επ. ¥		e その他の部分の床より高い位置にあること。		段差の高さ mm	
段差		⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち	=+ 1/4 *** /	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
※専用住戸 内部		上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの 又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm 以下とし、かつ、手すりを設置したもの	□ 該当部位なし□ 段差あるが左欄許容範囲内 →□ 段差があり左欄範囲を超える →	□ 単純段差 段差の高さ mm - 手すり設置 裕室内外の高低差 mm の場合 またぎ高さ mm	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しな			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
		い住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと 踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当		段差の種類 □ 単純段差 □ またぎ段差	
		該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及	□ 該当部位なし	手すり設置 🗌 設置済み 🔲 設置可能 🔲 なし	
		び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。	□ 段差なし	踏み段有無 □ なし □ 1段 □ 2段以上	
		a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm) 以下の単純段差としたもの	□ 段差あるが左欄a~c許容範囲内 →	踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm	
		b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置 できるようにしたもの	□ 段差があり左欄a~c範囲を超える →	かまちとバルコニーとの段差 mm	
		c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ 段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の		踏み段とかまちとの段差 mm	
		高さが180m以下で屋外側の高さが360m以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにし		バルコニーと踏み段との段差 mm	
		たもの		踏み段とバルコニー端との距離 mm	
		日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。た し、次に掲げるものにあっては、この限りでない。			
		① 玄関の出入口の段差		□ ①~⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし	
		② 玄関の上がりかまちの段差	□ 基準範囲内で適合 →		
		③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差	□ 基準範囲を超え非適合 →	□ ①~⑥該当なし	
		④ バルコニーの出入口の段差		□ ①~⑥該当あるが許容範囲内	
		⑤ 浴室の出入口の段差		□ ①~⑥該当あり許容範囲を超え非適合	
		⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm 以上の段差			

住宅の加齢対応構造等に関する基準			造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の物	資料番号・ 該当ページ	
				□ 該当部位なし	※複数ある場合	は最も厳しい状況を記入	
(2)			生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等の箇では750mm)以上であること。	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	通路の有効幅員	mm	
通路及び 出入口の	ונת	(-a)-5	には750回回/以上であること。	□ 該当部位あり 左欄範囲を超える →	柱等の箇所の有効幅員	mm	
幅員	П	日常:	生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝		※複数ある場合	は最も厳しい状況を記入	
1111111	手口等の出入口を除く。)		出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口に				
w+ma-			、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては	□ 左欄をみたして適合 →	出入口の有効幅員	mm	
※専用住戸 内部			を勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以 、口については、軽微な改造により確保できる部分	□ 左欄をみたさず非適合 →	浴室出入口の有効幅員	mm	
P 1 HP			含む。)が750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以	L Zim Estreet	旧主国人日少日が福兵	IIIII	
	上	である	こと。				
			階段の各部の寸法が次の各式に適合しているこ	□ 住戸内に階段はなく該当しない	※複数ある場合	は最も厳しい状況を記入	
			、、ホームエレベーターが設置されている場合にあっ	□ 階段があるがホームエレベーターも設置	勿事1		
	.C1	_	の限りではない。	「	为配 /		
			配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面				
			去の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の が195mm以上であること。	□ 階段があり左欄をみたして適合 →	けあげの寸法	mm	
			は込みが30mm以下であること。	□ 階段があるが左欄をみたさず非適合 →			
(0)			「に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分において	口 旧校がののが、在備をかたこう 非過日 一		mm	
(3) 階 段		は、路	皆面の狭い方の端から300mmの位置における寸法と		※(けあげ)x2+(踏直		
PH 72		するこ	こと。ただし、次のいずれかに該当する部分にあって		蹴込みの寸法	mm	
w = m 4 =			'の規定のうち各部の寸法に関するものは適用しな Dとする。				
※専用住戸 内部		ان ک	フと9 る。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成さ		口向り眺れるけれい		
			れ、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上		□回り階段ではない		
			となる回り階段の部分		□以下に該当しない回	り階段	
			② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、		□ 屈曲部が左欄①に該	当する回り階段	
			かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		□ 屈曲部が左欄②に該	当する回り階段	
			③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面				
			③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面 の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の		□屈曲部が左欄③に該	ヨッる凹り階段	
			順となる回り階段の部分				
			りが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項	□ 全空間で適合または該当しない			
			基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関 三室にあっては、日常生活空間内に存するものに限	□ 部分的に非適合あり			
	る。		(主にの)では、日間土出土間に11つ1000には	□ 適合がない			
		(い)	(3)				
		空間	手すりの設置の基準		☆海粉なス場会	は最も厳しい状況を記入	
			少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあって	口住戸内に階段はなく該当しない			
		DEK ETL	は両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mm	□階段あるがホームエレベーターも設置		1 /	
		階段	から900mmの位置に設けられていること。ただし、 ホームエレベーターが設けられている場合にあって	□ 階段があり左欄をみたして適合 →	手すりの設置 口片側	」 □ 両側	
			は、この限りでない。	□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	手すりの踏面からの高	mm	
				□ 住戸内に便所はなく該当しない			
		便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□設置済みで適合			
				□ 左欄をみたさず非適合			
		浴室		□ 住戸内に浴室はなく該当しない□ 設置済みで適合			
		,11	ALIEMAN AND CONTRACTOR OF CONTRACTOR	□ 左欄をみたさず非適合			
				昇降を要する段差がなく、靴の履き替			
		玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが	□ えも必要としないため該当しない □ 設置済みで適合			
(4)		AIN	設置できるようになっていること。	□ 下地処理があり適合			
手すり				□ 左欄をみたさず非適合			
		脱衣	 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっ	□ 住戸内に脱衣室はなく該当しない□ 設置済みで適合			
※専用住戸		所	ていること。	□ 下地処理があり適合			
内部	_	*	**************************************	□ 左欄をみたさず非適合			
			防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる に、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただ	□ 全空間で適合または該当しない			
			の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉	□ 部分的に非適合あり			
			窓その他転落のおそれのないものについては、この	□ 適合がない			
	赆	りでなり	(ろ)				
		空間	, _ ,				
			and the second s	□ 該当部位なし →	□ 住戸内にバルコニーな	ال	
			 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以		□ 存在するが外部からの		
			下「腰壁等」という。) の高さが650mm以上1,100mm		□ 存在するが非開閉窓が		
			未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の				
		バル	高さに達するように設けられていること。			は最も厳しい状況を記入	
				□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ	mm	
		=-	② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合に	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高	خ mm	
			あっては、腰壁等から800mm以上の高さに達する ように設けられていること。		手すりの床面からの高さ	mm	
			③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ııııı	
			床面から1,100mm以上の高さに達するように設けら				
			れていること。				

住宅の加齢対応構造等に関する基準				対応の状況			計画数値・対処の状況補足説明等			資料番号・ 該当ページ
	П			□該当部位な	L →		□ 住戸内に窓な	iL		
			①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以				□ 存在するがタ	部からの高る	き1m以下	
			下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未 満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の				□ 存在するが非	開閉窓など	転落のおそれなし	
	2		窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように 設けられていること。				>> 1/2	h ta 7 센스(+)를	1+ 鉄口い供泡を飼う	
		以 上の	2.7 340 00 0000	口 該当部位あ	り 左欄許容	範囲内 →	窓台等の高さ	Xのの場口は取	も厳しい状況を記入 mm	
		-	②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合	□ 該当部位あ	り 左欄をみ	たさない →	手すりの窓台等	からの高さ	mm	
			にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	B (4 A) 12 0 3	,		2F:手すりの床面		mm	
		Ī	③窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、				3F以上:手すりの床	面からの高さ	mm	
			床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。							
(4) 手すり				□ 該当部位な	L →		□ 住戸内に開加	対廊下・階段な	il	
			① 唔陪签の言さば050mm以 L 000mm + 进の担人に				□ 存在するがタ	部からの高る	≥1m以下	
※専用住戸 内部	頂	37 K	① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から						- 転落のおそれなし	
	178	皆段 開放	800㎜以上の高さに達するよっに設けられているこ				17 17 1 W 91	- ۲۵٬۵۰۲ اداندا	MAN C 10-20	
	13	れている						女ある場合 は最	も厳しい状況を記入	
	俱	別に見る)		□ 該当部位あ	り 左欄許容	範囲内 →	腰壁等の高さ		mm	
	12		② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、 腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けら	□ 該当部位あ	り 左欄をみ	たさない →	手すりの腰壁等	からの高さ	mm	
			れていること。				手すりの床面か	うの高さ	mm	
			防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっ	口 該当部位な	L					
			の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台が650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以	口 該当部位あ	り 左欄許容	範囲内 →	該当する手すり-	子の間隔	mm	
			に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm ること。	口きかかたち	U + 4m + 7.	+ ++-1				
(5)	~ 1	(0)		□ 該当部位あ						
(5) 部屋の配	日常と。		空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあるこ 《専用住戸内部	□階の別はあ						
置			/4-111 T. 1-1-11h	□同一階にな						
			上活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適	□ 住戸内に便 □ 適合 →	所はなく該当	しない	□ 腰掛け式便器	県を補田		
	合し	、かつ	D、当該便所の便器が腰掛け式であること。	□ 非適合				# 乙 区 川		
(6)		. =	\7 (\pm \rangle \pm \rangle \rangle \pm \rangle \rangle \pm \rangle \	□ 左欄をみた	して適合 →		※以下、複数	女ある場合 は最	も厳しい状況を記入	
便所及び			・辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含 が内法寸法で1,300mm以上であること。	□ 左欄をみた	さず非適合	→	長辺の内法寸法		mm	
寝室	-			□ 左欄をみた	して安人		便器と壁の距離			
※専用住戸 内部	(e		器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ド 間放により確保できる部分又は軽微な改造により確	□ 左欄をみた		→	皮値 2 至り 距離		mm	
			る部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	口 在顺 尼0772	C 7 9F/00 C					
		+ 🗆 =	皇室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	□ 左欄をみた	 して適合 →		寝室の面積(内法	長寸法)	m2	
	<u> </u>	寸处花	₹主の面積が内広り広で8III以上であること。 	□ 左欄をみた	さず非適合	→				
2 住宅の)共用	部分	に係る基準				1			1
			建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊	□ 該当する共	用廊下なし(長屋形式等)				
			こ掲げる基準に適合していること。	□ 適合	□ 非適合					
						該当しない				
	1 ±	も用息	下の床が、段差のない構造であること。	□ 5mmを超え □ 5mmを超え						
				_ JIIIII E KEYL		<u>チ過日</u> 該当しない→	□ 共用廊下がた	(V)		
			下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲 に適合していること。	□ 高低差あるが基準対応して適合			□ 共用廊下に高低差がない			
	lr			□ 高低差あり	基準未対応で	非適合	※複数	かる場合は最	も厳しい状況を記入	
						≣ ★ 业 ↓ ↓ √ ·				
			配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあって 以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾	□ 左欄をみた		該当しない	生じた高低差 mm		mm	
(4)	余	4路及	なび段が併設されていること。	□ 左欄をみた		→	□ 傾斜路と段の		5 (②に記述)	
(1) 共用廊下								類路勾配		
			が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イ			該当しない	※複数	xめる場合は最	も厳しい状況を記入	
		ל⊕כ	nら④までに掲げる基準※に適合していること。 	□ 適合	□ 非適合					
			① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法			該当しない	けあげの寸法	mm		
			の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以 下であること。	□ 左欄をみた			踏面の寸法	mm		
				□ 左欄をみた	さす(1)(2)非適	1合 →)x2+(踏面)=	mm	
	(:	2)イ	② 蹴込みが30mm以下であること。				蹴込みの寸法	mm to 1	□ + h	
			③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段 の通路等への突出部分が設けられていないこと。			≣ ★ 业 ↓ ↓ √ ·	最上段食い込み		口あり	
		-		ロナ博ナルエ		該当しない	最下段突出部分		□あり	
			④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられて	□ 左欄をみた□ 左欄をみた			手すりの設置 手すりの踏面から	口片側	□ 両側	
			いること。	ロ 在惻をみた	C y 3/4/非遁	1 -	コーナソップ喧叫がら	ング回ぐ	mm	

住宅の加	齢	対応構造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ	
				※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
	の:	の	、手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。) 少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900 nの位置に設けられていること。	□ 該当しない □ 手すりを設置して適合 → □ 手すりの設置がなく非適合	手すりの設置 □ 片側 □ 両側 手すりの床面からの高さ mm	
		① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分 その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	□ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:		
		② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	□ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:		
(1) 共用廊下	Н			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
) () () () () () () () () () (・直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するもの除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当部位なし →	□ 開放された共用廊下なし □ 存在するが1階のため適用外		
		① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ mm		
		以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上 の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm		
		腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。		手すりの床面からの高さ mm		
		② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		該当する手すり子の間隔 mm		
	次	に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等)			
	1	次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを	□ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合 □ 該当しない	□ ①~④に適合		
	利	用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合				
	L	ていること。	□適合→	□ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合		
			非適合			
		① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして①②適合 →□ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm		
		② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm		
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 該当しない□ 左欄をみたして③④適合 →	最上段食い込み □ なし □ あり 最下段突出部分 □ なし □ あり		
			2 M 201/20 CO 3 M 2	AKTAXAHIII		
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 口 片側 口 両側		
(2) 主たる共		INCO , COLUMN JOSE LE LE LE L'I JAVE CO DE L'O		手すりの踏面からの高さ		
用の階段	は	直接外部に開放されている主たる共用の階段にあって、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以の階段の部分については、この限りでない。	□ 該当部位なし →	□ 開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下		
		① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ mm		
		以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合に	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm		
		あっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられている こと。		手すりの踏面先端からの高さ mm		
			② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		該当する手すり子の間隔 mm	
		住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合	□ 該当しない	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
		あっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベー 一停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900mm以	□ 左欄をみたして適合 →			
		であること。	□ 左欄をみたさず適合 →	共用の階段の有効幅員 mm		

住宅の加齢対応構造等に関する基準				対応の状況	計画数値・	対処の状況	補足説明等	資料番号・ 該当ページ
	住戸が建	建物出入口の存する階にある場合を除き、		なし(1)全住戸が出入口階 、		ハ記入なしで	ैन	
		エレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限	(左の基準①) ~3行目をみたして適合 →	ロエレベー	-ターで出入	口階に到達	
	る。)を利	用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…①	□非適			の階段で出入		
		ターを利用せずに住戸から建物出入口に到達でき	(左の基準②)				
		除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至 とも一の経路上に存するエレベーター及びエレベー		部位なし(2)EV使わず出入口		ハ記入なして	े म	
	ターホー	ルが、次に掲げる基準に適合していること。…②	_	イ〜ハをみたす経路あり適合 非適合				
	イエレク			<u> </u>				
		に適合していること。	□ 適合	□ 非適合				
	9 -			□ 該当しない	エレベーター出	入口の有効幅	I員 mm	
	あるこ	:レベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上で こと。	□ 左欄をみ	たして適合 →				
			□ 左欄をみ	たさず非適合 → 				
	② ュ	:レベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の	C +100+ -		確保できる正方	形の一辺の長	mm	
		を確保できるものであること。		たして適合 → たさず非適合 →				
			□ 左欄をか	たさず非適合 → □ 該当しない				
		建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床		える段差なく適合				
	が、段差	のない構造であること。		える段差があり非適合				
				□ 該当しない→	□ エレベーター	一設備がない		
		出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合は、次に掲げる基準に適合していること。	□ 高低差あ	るが基準対応して適合	□高低差がない	()		
(3)	100000	は、久に周がる至中に題目していること。	□ 高低差あ	り基準未対応で非適合				
エレベーター					※複数	数ある場合は最	も厳しい状況を記入	
3—	(1)	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又		□ 該当しない	生じた	高低差	mm	
	かつ、			たさず非適合 →	□傾斜路と段の		(③に記述)	
		高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しく 勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、そ	□ 左欄をみ	たして適合 →	□ 傾斜路のみ~			
	の有	効な幅員が1,200mm以上であること。				上傾斜路勾配		
					政() /こ関示		mm	
				□ 該当しない	※複数	数ある場合は最	も厳しい状況を記入	
		ミすりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面か 高さが700mmから900mmの位置に設けられているこ	□ 手すりを言	设置して適合 →	手すりの設置	□片側	□両側	
	٤.		□ 手すりの	設置がなく非適合	手すりの床面から	うの高さ	mm	
		とが設けられている場合にあっては、当該段が(2)イ		□ 該当しない	設けた傾斜	路有効幅員	mm	
	の ①	から④に掲げる基準※に適合していること。	□ 適合	□ 非適合	設けた段の	有効幅員	mm	
		 ① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法		□ 該当しない	けあげの寸法	mm		
		の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。		たして①②適合 →	踏面の寸法	mm		
			□ 左欄をみ	たさず①②非適合 →		")x2+(踏面)=	mm	
	*	② 蹴込みが30mm以下であること。			蹴込みの寸法	mm		
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段		□ 該当しない	最上段食い込み	ロかし	□あり	
	64	の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 左欄をみ	たして③④適合 →	最下段突出部分		□ あり	
		@		たさず③④非適合 →	手すりの設置	□片側	□両側	
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられて			手すりの踏面から		mm	
		いること。						

住宅	三の加	大體口	対応構造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ				
				合は、以下の(4)についてもご回答ください。該当しない場合は回答は不要です。 貸人)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅						
			四角は主負責は七にめっては、六角叩がに行する民が及	□ 共同居住型賃貸住宅において終身建物賃貸借事業を行う場合 → 以下の項目を満たすこと						
				□ それ以外の場合 → 以下の項目は回]答不要 					
			所が共用部分に存する場合、次に掲げる基準に適合してること。※前項に掲げる基準	□ 該当しない→	□ 共用部分に便所がない					
				□ 5mmを超える段差なく適合						
				□ 5mmを超える段差があり非適合 □ 左欄を満たして適合→	出入口の有効幅員 mm					
			日田八日の福賀(柱成る坂道により能体できる時分の	□ 左欄を満たさず非適合→	山八日が有効幅貝					
				□ 住戸内に階の別はなく該当しない						
				□階の別はあるが同一階にあり、適合						
				□ 同一階になく非適合 □ 適合 →	□ 腰掛け式便器を使用					
			一 次のグライルがに同じる金牛に過じて、ガーン、反前が	□非適合	I IN THE TAIL OF T					
				□ 左欄をみたして適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入					
			① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	□ 左欄をみたさず非適合 →	長辺の内法寸法 mm					
			② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距	□ 左欄をみたして適合 →	便器と壁の距離 mm					
			離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm	□ 左欄をみたさず非適合 →						
(4)			以上であること。							
			ホ 立ち座りのための手すりが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合						
便所》 浴室	ጷሁ		室が共用部分に存する場合、次に掲げる基準に適合してること。※前項に掲げる基準	□ 該当しない→	□ 共用部分に浴室がない					
			イ 浴室の規模が次に掲げる基準に適合していること。							
			①短辺が130cm以上(一戸建ての住宅以外の住宅	□ 一戸建て□ 一戸建て以外□ 適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入					
				□ 非適合 →	浴室の短辺 cm					
			②面積が2㎡以上(一戸建ての住宅以外の住宅の	□ 一戸建て □ 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入					
			用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、	□ 適合 →						
			1.8㎡以上)であること	□ 非適合 →	浴室の面積 m ²					
			N - 11 - 2 - 22 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入					
			もの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを	□ 該当部位なし	□ 単純段差 段差の高さ mm					
			180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの以外に、段 差のない構造であること。	□ 段差あるが左欄許容範囲内 →	手すり設置 浴室内外の高低差 mm					
				□ 段差があり左欄範囲を超える →□ 設置済みで適合	の場合 またぎ高さ mm					
			lハ 浴槽出入りのための手すりが設けられていること。 📗	□ 左欄をみたさず非適合						
			ニ 浴室の出入口の幅(開き戸にあっては建具の厚み、 引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員 とする)が600mm以上であること。	□適合□非適合	浴室出入口の有効幅員 mm					
			27 37 4 33 mm 3. <u>2</u> 33 3 2 2 3							
					1					
	氏	名			作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事 建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなく					
			建築士免許の種類	登録番号	ません。					
本書	資	格			建築士資格の種類と登録番号を明記してください					
類			建築士事務所の名称	登録番号						
の作					建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記し	てください				
成	所	属								
者		事務所	住所							

以下の欄は、既にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。 □ 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

電話